

一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部

# あやべ「人権かがやき」だより

2026(令和8)年2月

2025(令和7)年3月 第4次綾部市人権教育・啓発推進計画

## 『人権かがやきプラン』を策定しました

綾部市では、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題に対し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。インターネット等を介した人権侵害や性的マイノリティに対する偏見・差別、いじめ・虐待、性加害など複雑化・多様化する人権を取り巻く状況の中で、すべての市民が幸福（ウェルビーイング）を実感できる社会を実現するためには、人権尊重の精神の確立とすべての人々が共生できる社会の実現に向けた取組が一層重要です。

この計画は、第3次計画の基本理念を継承し、社会情勢の変化や市民意識の変化に対応するために必要な見直しを行い、綾部市における人権教育・啓発を推進していくための指針として策定しました。

### ●計画期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間

### ●計画の基本理念

『誰もが 安心して心豊かに暮らしていける  
真に 人権が尊重される まちづくりの推進』

### ●計画の方向

- 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 市民が主体的に取り組む人権教育・啓発
- 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発
- 生涯学習としての人権教育・啓発
- 身近な問題から考える人権教育・啓発



詳しくはこちら!

第4次綾部市人権教育・啓発推進計画

検索

ホームページアドレス

<https://www.city.ayabe.lg.jp> 記事ID:5416

綾部市ホームページに  
全文を掲載しています



\*\*\*人権は他人ごとでなく自分ごとで考えて\*\*\*

人は、多くの人とふれあい、助け合って生活しています。人の考えや思いはさまざまですが、お互いを認め尊重し合う社会を、他人ごとでなく自分ごととして、ともに作っていきましょう。

# 綾部市制施行75周年記念 「あやべ人権フェスタ2025」を開催しました！

綾部市と部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会、丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会は、市民の人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、8月の人権強調月間に合わせて、2025(令和7)年8月30日(土)に「あやべ人権フェスタ2025」を開催しました。

## ◆人権講演会(あやテラス・ホール)

### 第1部「難病と向き合いながら、紙芝居に出会い世界で活躍する紙芝居師」 小川よしのりさん(紙芝居師)

小川さんは、夢に向かい、調理師の専門学校に通い始めた18歳の時、筋ジストロフィーの診断を受けられました。講演では、迫力のある紙芝居を交えながら、自身が病気とどのように向き合ってきたのかを話されました。最後に「人権とは、まずは相手を知ること、知ろうとすること、そこから始まる」と力強く締めくくり、見た目や生い立ち、病気などに関係なく、お互いを理解しようとする心の大切さを語られました。



### 第2部「初恋から学んだこと～差別と向き合う。それが私の生きる原点～」 中川智子さん(元兵庫県宝塚市長)



中川さんは、阪神・淡路大震災の災害ボランティアがきっかけで政治の道へ生まれ、「常に人権を大切にすること」を行動の基盤に、法律の制定や施策に取り組んでこられました。講演では、小学生の時に感じた部落差別への疑問と「自分が大人になっても差別を許さない人間になろう」という強い決意が原点にあると語られました。

## ◆映画上映(綾部市ものづくり交流館)

### 映画「野生の島のロズ」

無人島に漂着したロボットのロズが、野生動物に囲まれながら、雁のひな鳥キラリを育てる中で心が芽生え、家族のような絆を築いていく姿を描いています。

#### ・映画の感想を一部紹介します。

子どもたちが、仲間や周りで関わっていく方たちとの思いやり、優しさを学ぶことができました。



(C) 2024 DreamWorks Animation LLC. All Rights Reserved.

## 人権尊重のまちづくりにみんなで取り組みましょう!!

「綾部市人権尊重のまちづくり条例」は、「誰もが、安心して心豊かに暮らしていける、真に人権が尊重されるまちづくり」を目指しています。市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手です。他人ごとでなく、自分ごととして「人権侵害を許さない」という強い意思を、態度や行動で示しましょう。

### ◎市民や事業者の皆さんに協力いただくこと

- 学校、家庭、地域、職場、その他あらゆる場において、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重した言動を心がけましょう。
- 事業所や団体では、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重した活動をしましょう。
- 市等が行う講演会や研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚に努めましょう。

ホームページアドレス <https://www.city.ayabe.lg.jp> (記事 ID:2344)



# 「登録型本人通知制度」にご登録をお願いします

「登録型本人通知制度」とは、綾部市が住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を第三者に交付した場合、あらかじめ登録されている方に対して、交付したことを郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しや戸籍謄本などは個人情報が含まれているため、請求できるのは本人、家族、代理人のほか、自己の権利行使に必要な場合や八士業（弁護士など）の職務上請求などに限定されています。しかし、法に基づく請求に見せかけ、不正な使用を目的とした請求による不正取得があるのも事実です。

本制度は、証明書の交付の可否を登録者へ確認したり、交付できないようにしたりする制度ではありませんが、市からの通知により、不正取得の早期発見につながります。また、多くの人が登録することで、不正取得を抑止する効果も期待できます。



## 【登録できる方】

1. 綾部市の住民基本台帳に記載されている方（住民基本台帳から除かれた方を含む）
2. 綾部市の戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた方を含む）

## 【登録方法】

必要書類を手続き先へ提出してください。郵送による提出も受け付けています。

同一世帯または同一戸籍の方は、各自が自署することにより、1枚の申請書でまとめて登録できます。

手続先：綾部市役所 市民・国保課窓口

綾部会館／物部会館／栗文化センター／上林いきいきセンター／西部いきいきセンター

必要書類：申請書（上記手続先窓口のほか綾部市ホームページからダウンロードできます）

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※綾部市ホームページ（くらし>戸籍・住民の手続き>住民登録と証明>登録型本人通知制度）

ホームページアドレス <https://www.city.ayabe.lg.jp>（記事 ID:2383）

※郵送で提出する場合は、上記本人確認書類いずれかのコピーを添付してください。

【お問い合わせ】 綾部市役所 市民・国保課 戸籍住民担当

〒623-8501 綾部市若竹町 8-1 ☎ 0773-42-4245

## インターネット上の人権侵害にご注意！

インターネットには、掲示板やSNSなどコミュニケーションの輪を広げる便利な機能・サービスがありますが、その利用に際して、他人の人権を侵害する事件が発生しています。安易な書き込みで他人の人権を傷つけないために、インターネット上で起こり得る人権侵害について理解を深め、相手が顔の見えない心を持った人間であることを忘れず、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

また、インターネット上で人権侵害を受けたときは、一人で悩まず、相談窓口にご相談しましょう。

### ☑インターネット上で相手を傷つけないために

- 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない。
- 差別的な発言を書き込まない。
- 安易に不確かな情報を書き込まない。
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない。
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する。

## ～ 人権啓発教材（DVD等）の貸出しを行っています ～

綾部市では、公民館、自治会、各種サークル、家庭等で行う人権学習にご利用いただける人権啓発教材（DVD等）の貸出しを行っています。

利用方法は、綾部市ホームページをご覧ください。人権推進課までお問い合わせください。

綾部市役所 人権推進課 ☎ 0773-42-4249

ホームページアドレス <https://www.city.ayabe.lg.jp>（記事 ID:2362）





人権イメージキャラクター 人KENまるる君

# あなたとつながる 相談窓口



人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん

～ひとりで悩まず、まず相談してください。～

## 【綾部市】

相談名	内容	申し込み・問い合わせ先
人権相談	嫌がらせや強要、差別、いじめ、虐待、子どもや高齢者の人権、インターネット上の誹謗中傷、その他人権に関する相談	人権啓発推進室人権推進課 ☎ 0773-42-4249
女性相談	自分の生き方や性格、結婚、離婚、夫婦、男女関係、親子関係、配偶者・恋人からの暴力（DV）、セクシュアルハラスメントなどの相談	男女共同参画センター（あいセンター） ☎ 0773-42-1801
男性相談	将来への不安や生きづらさ、仕事のストレスや人間関係、夫婦や親子の家族関係、妻・恋人からの暴力・暴言などの相談	男女共同参画センター（あいセンター） ☎ 0773-42-2030
家庭児童相談	育児、養護、虐待など子どもに関する相談	家庭児童相談室「あや・ほっと」（こども支援課） ☎ 0773-40-1088
教育相談	不登校児童生徒の社会的自立支援についての相談	教育支援センター「やすらぎルーム」（学校教育課） ☎ 0773-42-1214
障害者相談	在宅で障害のある人の日常生活の向上のための相談	障害者支援課 ☎ 0773-42-4318
こころの健康に関する相談	こころの健康や病気についての相談	
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談	消費生活センター（商工労政課） ☎ 0773-42-4263
健康相談	健康に関する相談	保健福祉センター（保健推進課） ☎ 0773-42-0111

## 【国・京都府】

相談名	内容	申し込み・問い合わせ先
人権問題法律相談 ～京都府人権リーガル レスキュー隊～	差別的な取扱いやインターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害などの人権問題について、京都弁護士会の弁護士による相談	舞鶴総合庁舎 ☎ 0773-62-2500
みんなの人権 110番	日常生活の中での人権侵害（差別、偏見、いじめ、虐待、インターネット上の誹謗中傷など）、人権問題一般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0570-003-110
	※「女性の人権ホットライン」は、2025（令和7）年10月1日から「みんなの人権110番」に、統合されました。 自動音声ガイダンスで、 1番「女性の人権問題に関する相談」、2番「高齢者に関する相談」 3番「障害者に関する相談」、4番「その他の人権問題に関する相談」 で、受け付けています。	
子どもの人権 110番	子どもの人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0120-007-110
外国語人権相談 ダイヤル <b>Foreign-language Human Rights Hotline</b>	日本語を自由に話せない方からの人権相談に応じるための、通訳を配置した専用電話	全国共通 ☎ 0570-090-911

発行：綾部市 市民環境部 人権啓発推進室 人権推進課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1 ☎0773-42-4249 / FAX 0773-42-4406

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp